

兵庫県告示第466号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県国土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 都市計画の種類及び名称

浜坂都市計画道路

3.5.190号浜坂駅港湾線

2 都市計画を変更する土地の区域

美方郡新温泉町浜坂字東岡、字奥中町及び字西岡並びに芦屋字西岡、字高見、字西ソノ及び字園

兵庫県告示第467号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県国土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 都市計画の種類及び名称

香住都市計画道路

3.4.3号境香住線

3.5.2号境線

2 都市計画を変更する土地の区域

[3.4.3号境香住線]

美方郡香美町香住区境字若宮、同区一日市字釜石及び字丁田並びに同区若松字新水、字森ガ脇、字丸山及び字ヒイガ詰

[3.5.2号境線]

美方郡香美町香住区境字若宮、同区一日市字若宮、字東畑、字濱田及び字東町並びに同区若松字塩入及び字東町

兵庫県告示第468号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県国土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 都市計画の種類及び名称

柏原都市計画道路

3.4.1号柏原高賀線

3.4.2号柏原天神線

2 都市計画を変更しようとする土地の区域

丹波市柏原町柏原字松ヶ端及び字掛矢

3 都市計画の案の縦覧期間

平成19年4月10日から同月24日まで

4 縦覧場所

兵庫県国土整備部まちづくり局都市計画課並びに丹波市建設部都市住宅課及び柏原支所

兵庫県告示第469号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第3号の規定により、次のとおり処分した旨西播磨県民局長から報告があった。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 被処分者

免許番号 兵庫県知事(1)第500205号
 免許年月日 平成17年12月20日
 事務所所在地 相生市双葉2丁目48
 商号 にしありま不動産有限会社
 代表者氏名 代表取締役 石原 剛

2 処分の内容

免許取消し

兵庫県告示第470号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2第1項の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県国土整備部まちづくり局まちづくり課景観形成室に提出すること。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 平和産業株式会社
 代表者の氏名 水山 恵造
 住所 神戸市長田区菅原通6丁目2番地

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称（仮称）Mプロジェクト
 所在地 神戸市灘区味泥町41番1他

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県国土整備部まちづくり局まちづくり課及び神戸県民局国土整備部まちづくり課
 縦覧期間 平成19年4月10日から同月23日まで

4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成19年4月10日から同月23日まで
 提出先 兵庫県国土整備部まちづくり局まちづくり課景観形成室

兵庫県告示第471号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定により、次のとおり景観影響評価書（以下「評価書」という。）の提出があった。

ついては、この評価書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 株式会社タウンライト
代表者の氏名 木下春雄
住所 大阪市西区北堀江2丁目5番12号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 御影キコーナタウン
所在地 神戸市東灘区御影塚町3丁目38番
- 3 評価書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県国土整備部まちづくり局まちづくり課及び神戸県民局国土整備部まちづくり課
縦覧期間 平成19年4月10日から同月23日まで

兵庫県告示第472号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、雲井通6丁目地区市街地再開発組合の解散を認可した。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第473号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年4月10日から西播磨県民局国土整備部建築第2課において縦覧に供する。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号 | 指 定 年 月 日 (平成年月日) | 道 路 の 位 置 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------------|----------------------|----------------------|---------------|---------------|
| 第H18西播位置 0006号 | 19. 3. 26 | たつの市新宮町新宮字山根230番1の一部 | 4.50 | 34.45 |

兵庫県告示第474号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年4月10日から丹波県民局国土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号 | 指 定 年 月 日 (平成年月日) | 道 路 の 位 置 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------------|----------------------|--------------------------|---------------|---------------|
| 第H18丹波位置 0012号 | 19. 3. 23 | 篠山市池上字横川432番の一部、433番1の一部 | 6.00 | 28.00 |

兵庫県告示第475号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成19年4月10日

河川管理者

神戸県民局長 砂川 静壽

1 行うべき措置の内容

二級河川福田川水系福田川の河川区域内に係留する別表に掲げる船舶の除却

2 河川管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ぜるべき者が、平成19年5月9日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表

| 所在場所 | 船舶番号 | 船名 | 船舶の種類 | 長さ(m) | 幅(m) | 内色 | 外色 | 係留施設 |
|------------------------|------|----|-------|-------|------|----|----|------|
| 神戸市垂水区日向一丁目地先 (水面上) | 不明 | 不明 | ボート | 約4.0 | 約1.5 | 白 | 白 | 無し |

公 告

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があつたので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局神戸生活創造センター、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあつた年月日から2月間とする。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 申請のあつた年月日 平成19年3月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人障害者地域生活応援団あかね

イ 代表者の氏名 光岡 正章

ウ 主たる事務所の所在地 川西市火打1丁目5番19号

エ 定款に記載された目的

この法人は、川西市を中心とした障害者（児）に対して、労働の場の提供をはじめとする、障害者の地域生活を支援する事業を行い、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあつた年月日 平成19年3月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人こころ

イ 代表者の氏名 砂町 悅子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区魚崎北町6丁目9番10甲ビル1階

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業や介護保険法に基づく訪問介護事業・通所介護事業と介護予防訪問介護事業を行うとともに、高齢者・障害者の為の地域支援活動とボランティア育成に関する事業を行い、地域住民の生活の質の向上と自立を支援し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、

完了した。

平成19年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市御津町中島字八反田917番1の一部

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市龍野町富永1005番地の1

たつの市長 西 田 正 則

(3) 許可年月日及び許可番号

平成18年7月4日

兵庫県指令西播(建)第1-19-2号(17たつの)

2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤穂市尾崎字明神木3143番29

同 市尾崎字本水尾3712番1、3712番2

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市北区大淀中一丁目1番88号

積水ハウス株式会社 代表取締役 和 田 勇

(3) 許可年月日及び許可番号

平成18年12月1日

兵庫県指令西播(建)第1-12号(18赤穂)

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年4月10日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 落札にかかる物品の名称及び数量

牛海綿状脳症用E L I S A キット(単価契約)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

平成19年3月23日

4 落札者の名称及び住所

株式会社関葉

大阪市西区京町堀1丁目12番30号

5 落札金額(1検体用単価)

590円

6 契約の相手方を決定した手続

一般

7 入札公告した日

平成19年2月13日

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第85号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年4月10日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務 1級及び2級

2 実施日時及び場所

(1) 実施日時

平成19年7月14日（土）午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

3 受検定員

1級、2級ともにそれぞれ30人とする。

4 受検資格

(1) 兵庫県内に住所を有する者又は兵庫県外に住所を有する警備員で兵庫県内の営業所に属しているもの

(2) 1級検定の受検を希望するものは、次のいずれかに該当するもの

ア 規則第4条に規定する2級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事しているもの

イ 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則第1条第2項に規定する2級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。）に係る合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている警備員であって、当該旧合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事しているもの

5 検定試験の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関する事。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関する事。

イ 交通誘導警備業務の管理に関する事。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

6 検定申請手続

(1) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 住所地を疎明する書面1通。ただし、申請者が兵庫県外に住所地を有する警備員である場合は、営業所の所在地を疎明する書面1通

ウ 写真（申請前の6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

(2) 申請期間等

ア 申請期間は、平成19年4月16日（月）から同年6月15日（金）までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

（ア）日曜日及び土曜日

（イ）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 受付時間は、各日とも午前9時から午後5時までとする。

ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

(3) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。

ア 兵庫県内に住所地を有する者であっては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県外に住所地を有する警備員で、兵庫県内の営業所に属しているものにあっては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(4) 申請方法

前記(1)の提出書類を前記(3)の申請窓口に持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

7 手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

受検票及び筆記用具

9 受検についての問い合わせ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線 3046

~~~~~

## 兵庫県公安委員会告示第86号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「法」という。）附則第5条に規定する審査（以下「審査」という。）について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第9条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年4月10日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

## 1 審査に係る警備業務の種別及び級

(1) 空港保安警備業務1級及び2級

(2) 施設警備業務1級及び2級

(3) 交通誘導警備業務1級及び2級

(4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級

(5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

## 2 実施日時

(1) 1級

平成19年5月14日（月）午前9時から午後0時まで

(2) 2級

平成19年5月14日（月）午後2時から午後5時まで

## 3 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

社団法人兵庫県警備業協会会議室

## 4 審査対象者

(1) 1級

検定等規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（以下「旧規則」という。）

第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）、核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）、常駐警備（以下「常駐警備」という。）、交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）及び貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって、同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 2級

空港保安警備、核燃料物質等運搬警備、常駐警備、交通誘導警備及び貴重品運搬警備に係る旧1級検定

又は旧規則第1条第2項に規定する2級に係るものに合格した者

#### 5 審査内容

審査は、審査申請者が、その種別の警備業に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行うが、次に掲げる者については、学科試験及び実技試験の全部が免除され、書面審査のみを行うこととなるので留意すること。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上あるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上あるもの（前記(1)に掲げる者を除く。）

#### 6 審査の申請手続

##### (1) 受付期間

平成19年4月16日（月）から同月27日（金）までの午前9時から午後5時までの間とする。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

##### (2) 審査定員

1級、2級ともにそれぞれ30人

##### (3) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。

なお、次のア及びイに該当する者については、旧検定に係る合格証を交付した公安委員会に対する申請も可能であるが、その際の申請手続等については、事前に当該公安委員会に確認すること。

ア 兵庫県内に住所地を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員にあっては、営業所を管轄する警察署

ウ 兵庫県外に住所地を有する者又は兵庫県外に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員であつて、兵庫県公安委員会が発行した旧検定に係る合格証の交付を受けたものにあっては、当該合格証を交付した警察署

##### (4) 提出書類

ア 審査申請書1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1枚

ウ 旧規則第8条に規定する合格証の写し

エ 代理人が申請を行う場合は、委任状

オ その他

(ア) 前記(3)のアに規定する住所地を管轄する警察署に申請しようとする者については、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所地が明らかとなる書面をいう。）

(イ) 前記(3)のイに規定する営業所を管轄する警察署に申請しようとする者については、営業所所属証明書

(ウ) 審査申請者の住所地を管轄する警察署とその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、前記(ア)又は(イ)に掲げるいずれかの書面

##### (5) 申請方法

ア 前記(4)の提出書類を前記(3)の申請窓口に持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申込みは、原則として、審査を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申込人員が定員に達した時点で申込みを締め切る。

##### (5) 手数料

1級、2級ともに、4,700円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、審査申請書の受付後は返還しない。

#### 7 問い合わせ先

##### (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

##### (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（078）341-7441 内線 3046

(3) 社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166

### 兵庫県公安委員会告示第87号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「特例措置講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年4月10日

兵庫県公安委員会  
委員長 小倉修悟

#### 1 追加取得講習及び特例措置講習に係る警備業務の区分等

##### (1) 警備業務の区分

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）

##### (2) 実施日

平成19年5月16日（水）から同月18日（木）までの3日間

##### (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階会議室

##### (4) 修了考査の実施

講習最終日は、修了考査（14問35分）を実施する。

#### 2 受講定員

追加取得講習及び特例措置講習の受講者の合計で60人とする。

#### 3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

##### (1) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（3号業務に係るもの）を除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。の交付を受けている者（警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「改正法」という。）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者を除く。）で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に3号業務に從事した期間が通算して3年以上あるもの

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）

第4条に規定する1級の検定（核燃料物質等危険物運搬警備業務又は貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けているもの

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（核燃料物質等危険物運搬警備業務又は貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該合格証明書に係る種別の警備業務に從事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（核燃料物質等運搬警備又は貴重品運搬警備に係るものに限る。）に係る旧1級検定（以下「旧1級検定」という。）に係る旧検定規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けているもの

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（核燃料物質等運搬警備又は貴重品運搬警備に係るものに限る。）に係る旧2級検定（以下「旧2級検定」という。）に係る旧合格証の交付を受けている警備員で、当該旧合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該旧合格証に係る種別の警備業務に從事しているもの

##### (2) 特例措置講習

旧資格者証を有する者（既に、特例措置講習等により、3号業務以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者を含む。）

## 4 受付期間

追加取得講習及び特例措置講習ともに平成19年4月16日（月）から同月27日（金）までの間（土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで）

## 5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

## 6 申込時の提出書類

## (1) 追加取得講習を受講しようとする者

- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書
- イ 指導教育責任者資格者証等の写し
- ウ 次に掲げるいずれかの書面

(ア) 前記3の(1)のアに該当する者については、3号業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(イ) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級の検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(エ) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る旧合格証の写し

(オ) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る旧合格証の写し及び当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## (2) 特例措置講習を受講しようとする者

- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書
- イ 旧資格者証の写し

## 7 受講手数料

追加取得講習及び特例措置講習ともに、14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

## 8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

## 9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、申込人員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

## 10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

社団法人兵庫県警備業協会

## 11 問い合わせ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線 3046

(3) 社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166

## 病院局公告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年4月10日

兵庫県病院事業 契約担当者

病院事業管理者 黒田 進

## 1 入札に付する事項

## (1) 工事名

県立新加古川病院建築工事

## (2) 工事場所

加古川市神野町神野地内

## (3) 工事概要

本館 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上6階建 延床面積29,400平方メートル

屋外附帯工事（舗装、排水、囲障、植栽他） 1式

## (4) 施工期間

着工の日から690日間

## (5) 技術提案の受け付け

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

## 2 応募方法

特別共同企業体による。

## 3 入札参加資格

本工事の入札に参加することができる資格を有する者は、昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく兵庫県の工事契約に係る競争入札参加資格取得（登録）者又は入札書の提出期限日までに入札参加資格を取得（登録）した者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

## (1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得（登録）しており、その工種が建築一式工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日（平成19年5月下旬予定）までであること。

オ 建設業法の規定による建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあっては1,200点以上、その他の構成員にあっては955点以上であること。

カ 平成4年度以降に、次に掲げる工事をそれぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡しが完了したもの）を有すること。

(ア) 代表構成員にあっては、次に該当する工事

1棟の延床面積が23,500平方メートル以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上5階建て以上の建築工事

(イ) その他の構成員にあっては、次に該当する工事

1棟の延床面積が4,700平方メートル以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上3階建て以上の建築工事

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、当該受託者と資本又は人事面において関連がないこと。

コ 入札に参加しようとする者の間に資本又は人事面において関連がないこと。

ただし、資本又は人事面で関連のある者のすべてが特別共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。

## (2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員（一般共同企業体を除く。）は4者とし、それぞれの出資比率が15パーセン

ト以上であること。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。また、出資比率は構成員中最大であること。

ウ 特別共同企業体の結成方法は自主結成とし、本件入札に関して他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、平成19年5月16日（水）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体のすべての構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。

### （3）配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本工事に専任で配置できること。ただし、監理技術者講習修了証については、監理技術者資格者証の交付を平成16年2月29日までに受けている場合には不要とし、監理技術者講習を平成16年2月29日までに受けたが、監理技術者資格者証の交付を平成16年3月1日以降に受けている場合には、改正前の建設業法の規定による指定講習受講修了証をもって代える。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

（ア）1級建築士の資格を有すること。

（イ）平成4年度以降に、上記（1）カにおいて代表構成員に施工実績を有することを求める工事の施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することを認めない。

### 4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

#### （1）閲覧期間

平成19年4月10日（火）から同年5月21日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

#### （2）閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課

電話番号（078）341-7711 内線 4340、4365

### 5 入札説明書及び入札参加資格確認資料の交付

#### （1）交付期間

平成19年4月10日（火）午前10時から同月20日（金）午後4時まで

#### （2）交付方法

兵庫県庁のホームページ（<http://web.pref.hyogo.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県庁ホームページの「電子県庁」→「電子県庁」の中の「電子入札」→「電子入札」の中の「入札情報（兵庫県）」→「入札情報」の中の「入札情報サービス（県土整備部、農林水産部、企業庁関連）」（<https://www2.nyusatsu.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>）→「入札公告」→「検索」→本工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードにより保存することにより取得すること。

ただし、設計図書については、購入希望者に有償で交付する。

## (3) 交付に関する問い合わせ先

上記4(2)に同じ。

## 6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

## (1) 提出期間

平成19年4月11日（水）から同月20日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前10時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

## (2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

## 7 入札手続等

## (1) 入札及び開札の日時

平成19年5月22日（火）午前10時

## (2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県西館1階大入札室

## (3) 入札書の提出期限及び場所

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便により送付し、平成19年5月18日（金）午後5時までに、上記4(2)に必着のこと。

## (4) 入札保証金及び契約保証金

要

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 入札者又はその代理人が、本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

エ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

キ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

コ 入札する前に工事費内訳書を提出すること。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

（ア）初度の入札に参加して有効な入札をした者

（イ）初度の入札において上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

## (6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 下記8(2)により技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札及び開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

## (7) 落札者の決定方法

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内

で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

#### (8) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

ア 年割支払 有

イ 前金支払 有

ウ 中間前金支払 有

エ 部分支払 有

オ 中間前金支払と部分支払の選択該当工事の別 有

#### 8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 調査基準価格を下回った入札をした者が、入札日から過去2年以内に完成し、又は入札時点で施工中である兵庫県が発注した工事に関して、次のいずれかに該当する場合において、建設工事請負契約の相手方となるときには、専任で配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、それと同等の要件（上記3(3)ア(イ)の施工経験を除く。）を満たす技術者を追加して専任で配置すること。

なお、この場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できないときには、当該入札は無効とする。

ア 工事成績が65点未満であった者

イ 発注者から建設工事請負契約書のかし担保の規定に基づいて修補又は損害賠償を請求された者

ウ 品質管理又は安全管理に関して指名停止又は書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者

エ 履行遅滞があったために指名停止又は書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問い合わせ先

上記4(2)に同じ。

#### 9 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature of required service :

Construction of the Hyogo Prefectural Shin-Kakogawa Hospital

Main Building Reinforced concrete 6 floors above the ground and 1 underground floor

Total floor area : 29,400m<sup>2</sup>

Outside facilities (pavement, drainage, fences, landscaping, etc.)

(2) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00 April 20, 2007

(3) Deadline for tenders :

10:00 May 22, 2007 by direct delivery

17:00 May 18, 2007 by post

(4) Contact :

Contracts Management Division, Policy Planning & Coordination Bureau,

Public Works and Development Department, Hyogo Prefectural Government

10-1 Shimoyamate-dori 5-chome Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel : (078) 341-7711 Ext.4340 or 4365

## 正 誤

○平成19年1月12日付け（兵庫県公報第1840号）

兵庫県告示第27号（公有水面埋立工事のしゅん工認可）中

| (ページ) | (行) | (誤)   | (正)   |
|-------|-----|-------|-------|
| 9     | 6   | 2001番 | 2010番 |